

## インフルエンザ療養期間早見表

|               | 発症日 | 発症後 |        |        |        |        |        |        |      |
|---------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
|               | 0日目 | 1日目 | 2日目    | 3日目    | 4日目    | 5日目    | 6日目    | 7日目    | 8日目  |
| 発症後1日目に解熱した場合 | 発熱  | 解熱  | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 |        |        | 療養解除   |        |      |
| 発症後2日目に解熱した場合 | 発熱  | 発熱  | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 |        | 療養解除   |        |      |
| 発症後3日目に解熱した場合 | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 療養解除   |        |      |
| 発症後4日目に解熱した場合 | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 療養解除   |      |
| 発症後5日目に解熱した場合 | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 発熱     | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 療養解除 |

R7.11

### 【インフルエンザ出席停止について】

#### {発症日}

病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（37.5℃以上の発熱・関節痛等症状）が始まった日とする。

#### {出席停止期間}

①発症日（発熱した日）を「0日目」とし翌日から数えて5日を経過している。

②解熱剤を服用しないで解熱後2日を経過している。

\* 熱が下がった日を解熱後0日目とします。

\* ①と②の両方を満たしている場合に登校が許可されます。熱が下がった日が5日目の場合、発症後8日目で登校が許可されます。

#### {お願い}

- ・ 医師から解熱鎮痛剤を毎食後に服用の指示をされている場合、解熱剤の作用で熱が下がっている可能性がある為、薬の効果が無くなる次回のお薬服用前に熱を測って下さい。
- ・ 感染が確認されましたら、感染連絡票を医務室へメールで送付して下さい。
- ・ 看護学部は体温が37.0℃以上ある場合出席不可となりますので、担当教員へ報告してください。

#### {医務室}

メール： (imu01@affrs.tuis.ac.jp)

電話：043-236-1109